

## 第7次総合計画基本構想（素案）

### 全体構成

#### 第1章 第7次総合計画の策定にあたって

- 1 計画の目的・役割
- 2 国のまち・ひと・しごと創生に向けた取組
- 3 7つの基本的な課題
  - (1) 少子化対策
  - (2) 定住の促進
  - (3) 女性の活躍支援
  - (4) 高齢者の活躍支援
  - (5) 経済の活性化
  - (6) 地域力の向上
  - (7) 人口減少に対応した行財政運営

#### 第2章 長期ビジョン ～次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」～

#### 第3章 まちづくりの基本方針

- 1 まちづくりの基本方針
- 2 5つの政策
  - (1) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
  - (2) 健康で元気に暮らせるまちづくり
  - (3) にぎわいと活力のあるまちづくり
  - (4) 安全・安心で快適に暮らせる魅力あるまちづくり
  - (5) 市民が互いに助け合い、学び合うまちづくり
- 3 計画全体の構造図

#### 第4章 人口と財政の見通し

- 1 「次世代に引き継ぐ『多治見らしさ』」に取り組むことによる人口目標
- 2 財政の見通し

#### 第5章 計画の体系と行政運営方針

- 1 計画の体系
- 2 計画期間と見直し
- 3 行政の改革
- 4 進行管理と評価

## 第1章 第7次総合計画の策定にあたって

### 1 計画の目的・役割

「多治見市市政基本条例」では、総合的かつ計画的に市政を運営するため総合計画を策定しなければならないと定めています。総合計画には、目指すまちの将来像を示し、その実現に向け本市が行うことを明示します。

策定にあたっては、市民による策定委員会をはじめ、複数の市民参加の機会を設けました。この計画を市民と行政が共有し、共に実行することで、目指すまちの将来像を実現します。

### 2 国のまち・ひと・しごと創生に向けた取組

国は、人口減少時代が到来し、地方では人口及び地域経済社会の維持が困難となる重大な局面を迎えるとして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指しています。

多治見市では、国のこうした取組に積極的に連動した第7次総合計画を策定し、目指すべき人口の維持、経済の好循環を確立していきます。

#### 国が目指す将来の方向

将来わたって「活力ある日本社会」を維持します。

- (1) 出生率の向上によって、人口減少に歯止めをかけます。
- (2) 若い世代の結婚、子育ての希望を実現させることによって、出生率が人口置換水準（2.07）まで回復します。
- (3) 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保されます。
- (4) 出生率が向上し、人口減少に歯止めがかかった後は、若い世代の「働き手」が増加し、経済成長の牽引力となります。
- (5) 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度を維持されます。
- (6) 成長力の強化においては、女性や高齢者が社会で活躍し、能力を十分発揮することなど、日本全体における労働参加の促進が求められます。

### 3 7つの基本的な課題

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、また、第6次総合計画の成果を整理し、第7次総合計画において解決に向けて取り組むべき課題を洗い出しました。その中で、重点的に取り組まなければならないものを基本的な課題として掲げます。

#### (1) 少子化対策

若い世代が安心して働き、結婚・妊娠・出産・子育てができる環境の整備が求められています。

#### (2) 定住の促進

市民が住み続けたいと思い、市外の人々が住みたくなる魅力あるまちをつくり、定住の促進と市外からの移住者の増加を図る必要があります。

#### (3) 女性の活躍支援

女性が子育てしながら働ける環境の整備や、出産のために一旦退職した女性への就業支援などが求められています。

#### (4) 高齢者の活躍支援

高齢者が健康で元気に暮らすための支援が、ますます重要となります。また、「まちづくり」の担い手として高齢者が活躍するための仕組みも必要です。

#### (5) 経済の活性化

地場産業、新規産業のどちらも支援していくことによって、経済を活性化させる必要があります。

#### (6) 地域力の向上

高齢化や人口減少に伴い、地域で共に助け合う「地域力」の重要性が増しています。市民と行政が連携して、地域力を高める仕組みが必要です。

#### (7) 人口減少に対応した行財政運営

人口減少に伴う市税収入の減少、社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、今まで以上に本市の行政運営は厳しくなることが見込まれる中、健全な財政状況を維持しなければいけません。

## 第2章 長期ビジョン ～次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」～

市は、これまで6次にわたる総合(開発)計画によって、都市としての基盤や機能を生活に必要なレベルにするとともに、教育・医療環境の面についても第6次総合計画において積極的に取り組んできました。市の中央部に土岐川が流れ、四方を山々に囲まれた豊かな自然環境を備え、生活利便性と自然環境が調和した住環境を形成してきました。また、地場産業としての美濃焼、それによって醸成された文化は、世界に誇れる市民の財産となっています。

JR中央線・太多線や中央自動車道・東海環状自動車道により中京圏中心部の名古屋市や製造業が集積する愛知県東部への交通アクセスにも優れており、市域を超えて産業経済、文化等の様々な活動を広げてきました。

こうした多治見の魅力「多治見らしさ」を再認識し、より一層高め、人口減少の到来による様々な課題を克服する原動力として、市民一人ひとりが生きがい、働きがいを感じ、共に助け合い、幸せを実感できる都市として、20、30年後にも持続させるよう取り組みます。

さらに魅力的な都市とするために、女性が輝き活躍し子育てしやすい環境を整え、そして、育った子どもが、多治見を誇りに思い、住み続ける、又は、一旦学業等で多治見市を離れても再び多治見市に戻ることができる魅力ある都市をつくります。そして、「多治見らしさ」を連綿と次世代に引き継いでいきます。

### 多治見らしさ①：生活利便性と自然環境が調和するまち

本市は、都市基盤、商業施設、医療機関、子育て支援施設、福祉施設、交通網など市民生活に必要な施設が一定の水準以上に達しており、快適で便利に生活することができます。一方、市の中心部を東西に土岐川が流れ、四方は山々の緑に囲まれているなど、豊かな自然環境も備えています。生活利便性と自然環境が調和している良好な住環境が本市の魅力です。

### 多治見らしさ②：美濃焼の魅力を発信するまち

地場産業としての美濃焼、その歴史とともに歩んできた本市の文化は、世界に誇れる財産です。他の都市との差別化を図るためには、美濃焼を活用することが最も効果的です。本市は、美濃焼の魅力を世界に向けて発信し、国内に限らず世界中から陶磁器産業に携わる人々や陶芸家を志す若者が集まる都市です。

### 多治見らしさ③：中心市街地も郊外地域も住みやすい元気なまち

JR多治見駅周辺部の区画整理や再開発により、商業、文化娯楽、行政機能を集約し中心市街地を活性化させるとともに、日常的な生活圏である郊外の団地等と中心市街地を結ぶ交通手段を充実させる「多治見型コンパクトシティ」を形成し、市域全体をまるごと元気にしていきます。

郊外の団地等の高齢化や人口減少に対しては、子育て世代の転入促進策等を講じ、これまで整備した都市インフラを引き続き活用し、郊外の住宅団地等を持続させます。

#### **多治見らしさ④：他都市との連携が優位なまち**

J R 中央線によって約 30 分で名古屋市中心部に到着できるなど、鉄道網、高速道路網によって都市間の交通アクセスに優れる本市は、近隣都市だけではなく、中京圏全体の人、企業、行政機関などを視野に入れた活動ができる都市です。また、新幹線や中部国際空港などへのアクセスも良いことから、視野を日本全国、世界に広げることも可能です。

#### **多治見らしさ⑤：市民活動が活発なまち**

市内の各地域では、自治会、消防団、地域福祉協議会、ボランティア活動など多種多様な“共助”が行われ、市民の生活を豊かにし、地域への誇りと愛着を高めています。全国的に地域や人々のつながりが希薄化している中で、今まで築いてきた「人と人のつながり」、「人と地域のつながり」の重要性を再認識し、次世代に継承していきます。

### 第3章 まちづくりの基本方針

#### 1 まちづくりの基本方針

##### まるごと元気！多治見

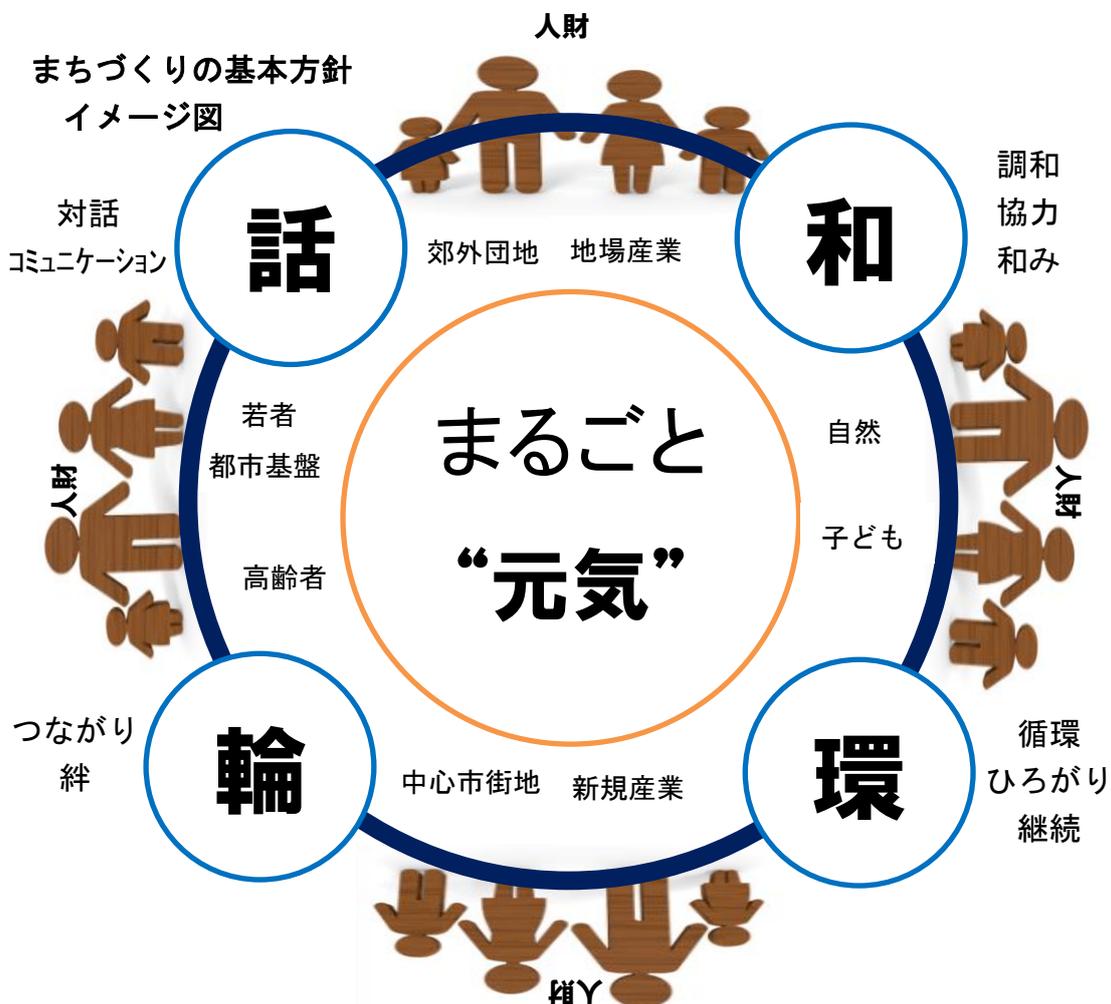
「元気」をキーワードとした視点でまちづくりを行ってきたことにより、様々な分野で人やまちが元気になってきました。今後、人口減少、少子化、高齢化の進展する中、将来を担う子どもに「元気」を継承するための取組が必要です。

近年、子育て、教育、防災、福祉などの分野で人と人とのつながりの重要性が高まっています。第7次総合計画（平成28年度から平成35年度まで）では、人と人とのつながりを広げ、「ひとの“わ”」が幾重にも重なる社会の実現を目指します。

男性と女性、子どもと若者と高齢者、都市基盤と自然、住宅と産業、中心市街地と郊外団地、地場産業と新規産業など、相対するもの同士が融合した「まるごと元気な多治見」を実現するため、市民、企業、行政など多様な主体が「わ」になって、まちづくりに取り組んでいきます。

まちづくりを担う市民、企業、NPO、ボランティア団体などは、「ひとの“わ”」を構成する多治見市の貴重な「人財」であり、引き続き支援していきます。特に、女性の社会進出や退職した高齢者の地域活動参加を支援することによって、新たな「元気」を創出します。

図案 まちづくりの基本方針  
イメージ図



## 2 5つの政策

「まるごと元気！多治見」の実現に向け5つの政策を掲げ、施策・事業を展開していきます。

### (1) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

子どもの笑顔がまちにあふれていることは、まちの元気の証です。子どもを育む大人の笑顔も、元気な子どもの成長を支えます。子どもも大人も、父親も母親も、それらを応援する人も、ひいては将来子育てに携わる若者も元気になれる、まち全体が“まるごと元気”なまちをつくりまします。

若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるようにするには、妊娠から子育てに至るまで、安心できるサポート体制が整っていることが必要です。出産に際し、妊娠の相談や支援、産前・産後の保健施策の充実を図ります。出産後は、子育てしながら働くことができるよう、保育事業の充実や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進をはじめ、地域での子育てネットワークの構築、駅北庁舎子育てフロアを生かした相談事業など、子どもの貧困問題にも対応しながら、切れ目のない支援を充実し学齢期までの子育てをカバーします。

子どもが家庭、地域、学校で豊かな人間関係を築き、社会と関わり生きる力を身に付けることができるよう、充実した子育て環境を整えます。特に学齢期には、本市独自の学級編制や特色ある教育内容を充実し、確かな学力・体力を身に付け、多治見への郷土愛や豊かな心を育み、まちの財産として将来活躍できる「人財」を育てていきます。

このような体制を整えることで、本市に住み続けたい、市外から見ても住みたいとなるような魅力あるまちをつくりまします。

### (2) 健康で元気に暮らせるまちづくり

市民が元気に暮らせるためには、健康であることが前提となります。子ども、高齢者、障がい者、市民、関係団体などが、ひとの“わ”をつくり出すことにより個人の健康が地域の元気になり、まち全体において“まるごと元気”をつくり出します。

市民、関係団体、地域、地区担当保健師が連携し、市全体で、継続的に健康づくりと生活習慣病予防に取り組むことにより、健康寿命の延伸につなげていきます。併せて、生涯に渡ってスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めていきます。

誰もがいつでも医療が受けられるよう、市民病院の医療体制の充実とともに、安心できる地域医療体制づくりを進めていきます。

今後、ますます高齢化が進んでいく中で、まちの「人財」である高齢者が元気に活躍できる場所づくりを進めていきます。また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者福祉の一層の充実を図ります。

障がい者（児）が、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、早期からの切れ目のない支援とともに、就労などの支援体制を充実していきます。さらに、障がい者（児）や高齢者が、安心して元気に暮らし続けられるために、ハードとソフト両面での

バリアフリーを推進していきます。

このような体制を整えることで、市民が、まち全体が、健康で活力あるまちをつくります。

### (3) にぎわいと活力のあるまちづくり

まちなぎわいや活力は地域経済の源であり、市民生活の豊かさのみならず、市民一人ひとりの心の豊かさにつながります。人と企業、新規産業と地場産業、地元愛と郷土愛など、様々な分野とこれに関わるひとの“わ”が織りなす多様な要素を交わり融合させることでまち全体の元気である“まるごと元気”を目指していきます。

元気なまちの象徴となる多治見駅周辺の整備を進め、便利でにぎわいのある“まちなか”をつくります。また、地理的優位性を活かした企業誘致をさらに進め、新規立地企業と既存企業、又は地域の産業との連携により地域への経済波及を促します。併せて、創業支援を通し地域経済を支える新たな仕組みや、人・企業・資源・地の利が生み出す活力のあるまちを目指します。こうした取組の中で、女性が活躍できる働きやすい雇用環境を創出するとともに、次代を担う若者雇用の場を確保し、地域経済の活性化と産業の振興につなげていきます。

一方で、陶磁器やタイル産業の振興を通じて美濃焼ブランドの構築を目指すとともに、新たな観光資源を創造し、積極的に情報発信することで交流人口の増加を図ります。また、農業分野では、従来からの振興策に加え大都市近郊の利点を活かした新たな付加価値を生み出す農業の振興を進めます。

本市には貴重な伝統文化や文化遺産があり、これらを保存し後世に継承していくとともに、市民に広く情報提供を行い、伝統文化に触れ合う機会をつくり、ふるさとへの愛着と豊かな心の育成、新たな伝統文化を創出します。

### (4) 安全・安心で快適に暮らせる魅力あるまちづくり

都市の発展には、安全・安心な都市基盤が必要不可欠です。また、快適に暮らすためには、豊かな緑、美しい水、さわやかな空気等、良好な生活環境が欠かせません。これらを揃えることでまち全体の元気“まるごと元気”を目指していきます。

これまで引き継いできた緑、自然と共存する都市基盤を未来へつないでいくため、環境保全の推進だけでなく、環境負荷の軽減や自然との調和に配慮した都市基盤整備を実施し、生活利便性と自然環境の調和がとれた都市形成を目指します。

まちなぎわい創出のため、中心市街地では商業施設、医療機関など都市中心機能の誘導・集積を図り、居住地ごとで集約した郊外と中心市街地を結ぶ公共交通などのネットワークを整備し、郊外に住んでいる市民でも都市中心機能を共有できる環境（多治見型コンパクトシティ）を整えます。また、市内及び周辺部の渋滞対策として、緊急度等により優先順位を付け、道路網整備を実施します。さらに、郊外団地の元気には、子どもが存在が欠かせません。多治見型コンパクトシティの形成に向けた住宅施策を実施することで、特色のある地域それぞれで子どもを育てたいと思える魅力ある都市形成を図ります。また、近年増加傾向にある空き家の予防策・対応策を実施します。

さらに、安全・安心して住み続けるため、地域と連携した消防・救急救命体制の整備、

ライフラインの耐震化や浸水対策等の防災対策など市民の生命と財産を守る事業を進めます。

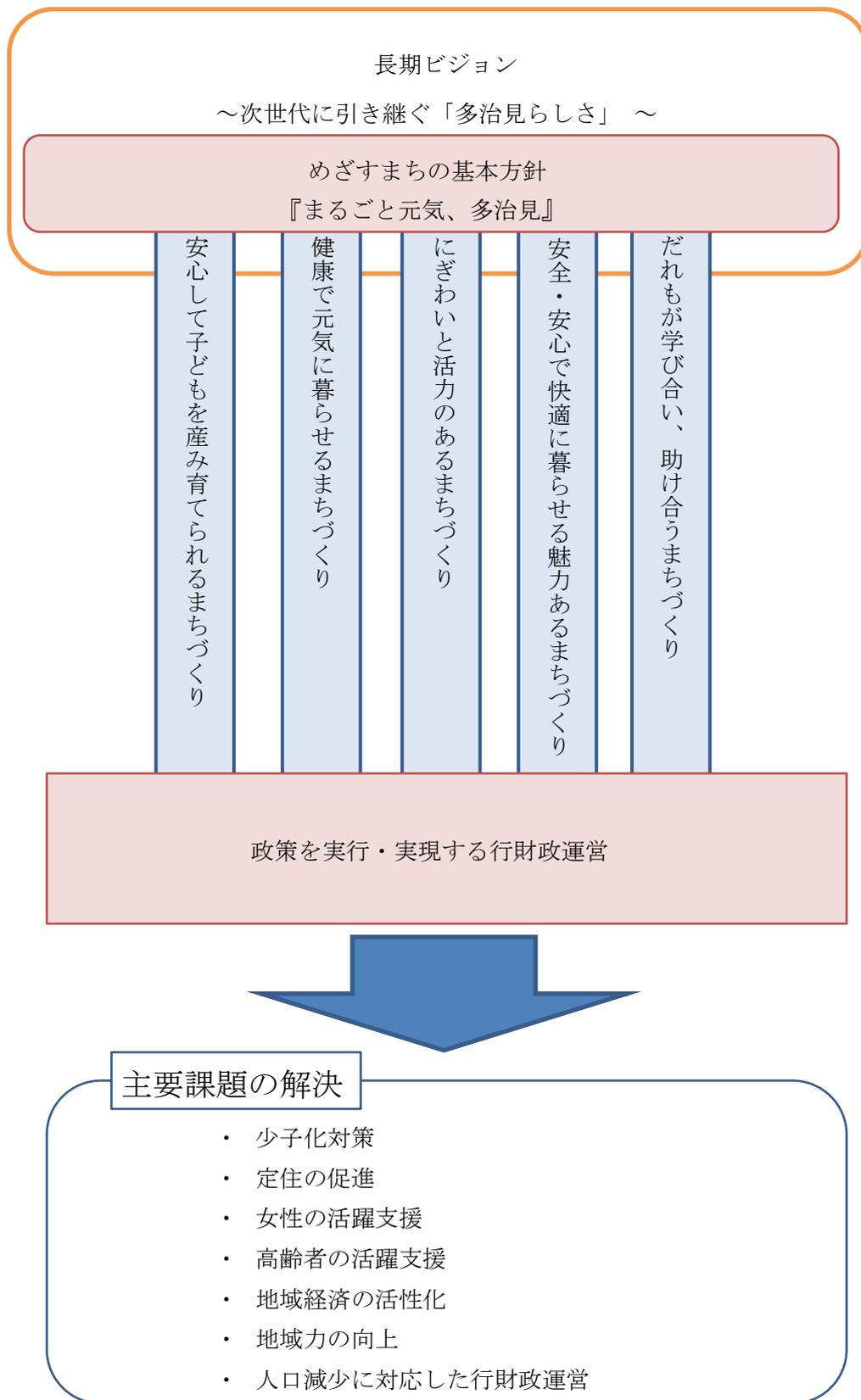
#### (5) 市民が互いに助け合い、学び合うまちづくり

“まるごと元気”を実現するためには、行政だけではなく、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、自らの能力や個性を発揮し、まちづくりに関わる必要があります。市民生活を心豊かなものとするため、市民によるまちづくりへの取組を支援していきます。

地域住民による防災・防犯活動の強化、市民が主体となった生涯学習、ボランティア活動への支援など、市民活動が活発化するような仕組みをつくるとともに、その活動が将来に渡って継続するよう、次世代のまちづくりの担い手となる「人財」の育成に力を入れていきます。また、市民と行政の連携を促進するため、今まで以上に情報の共有化を図るとともに、市政参加の機会を確保していく必要があります。

隣人、地域、行政とのつながり、学習やボランティア活動を通じたつながりなど、人と人がつながる環境をつくります。

### 3 計画全体の構造図（素案）



## 第4章 人口と財政の見通し

### 1 「次世代に引き継ぐ『多治見らしさ』」に取り組むことによる人口目標

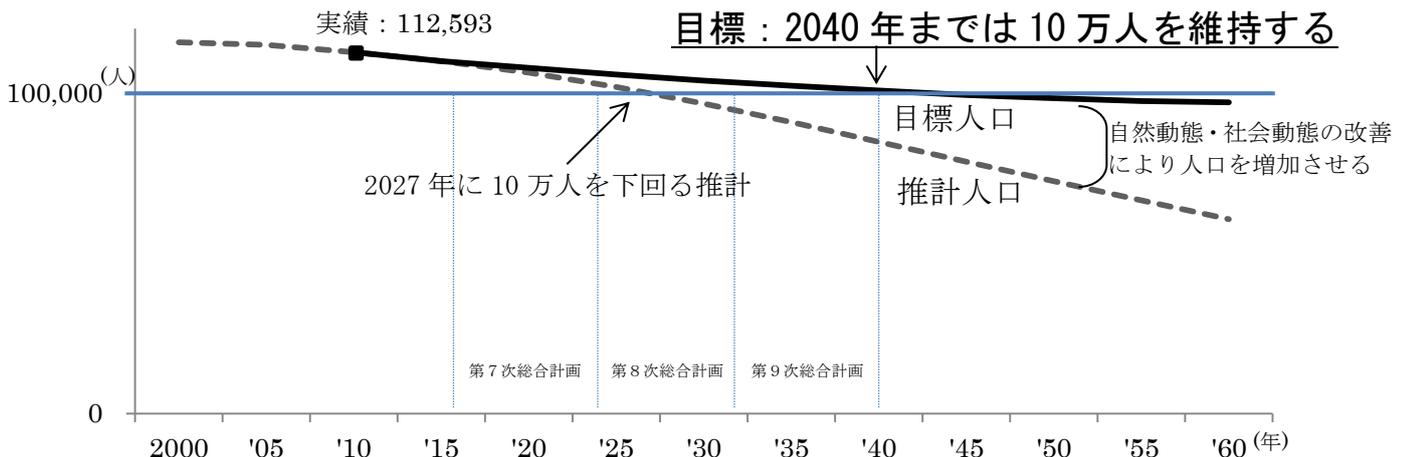
平成12(2000)年に115,740人だった本市の人口は、平成39(2027)年には10万人を下回り、平成72(2060)年には60,587人となる見込みです。都市機能の一部が損なわれることが懸念され、利便性が低下し人口減少を加速させる恐れがあります。この負の連鎖を断ち切るため、自然動態・社会動態を改善することで平成52(2040)年までは「人口10万人維持」を目標とします。また、当面の目標として、第7次総合計画前期末の平成32(2020)年までは10万7千人を維持します。

#### (1) 自然動態の目標

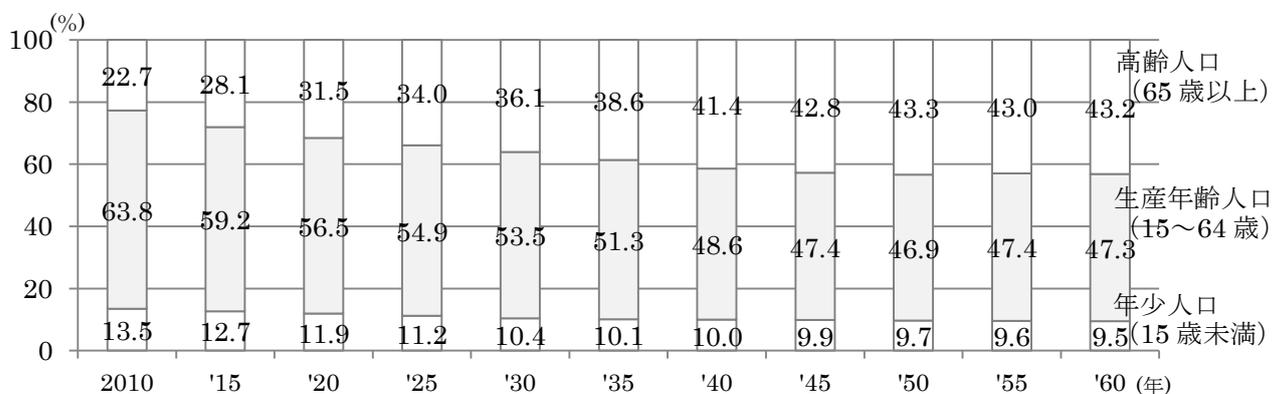
一人の女性が一生の間に生む子どもの数(合計特殊出生率)を現在の1.36人から、国のまち・ひと・しごと総合戦略による国策等と併せて本市の少子化対策により、国の目標と同じ2.07人まで引き上げます。

#### (2) 社会動態の目標

転出する割合の多い10・20代の転出を抑制するとともに、ベッドタウンとして発展した郊外団地に子育て世代の転入を促進します。



平成22(2010)年の国勢調査を基に行った推計では、年少人口と生産年齢人口は減少を続けますが、高齢人口は当面増加することとなります。



上述の人口目標を達成することで、生産年齢人口の割合が増加し歳入が増えるとともに、将来を担う年少人口が増加することで高齢化の流れを止めることができます。

## 2 財政の見通し

税収等の見通しについて、数値・グラフ等を用いて記述する予定

計画的な財政運営を行うことを、次の数値・表・グラフ等を用いて記述する予定

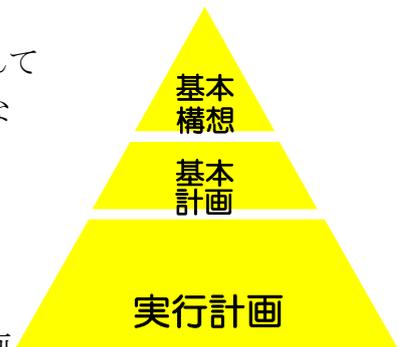
- ① 実行計画期間内における一般会計の歳出計画額（表）
- ② 歳入の予測値の幅について（表）
- ③ 歳入の予測値と歳出計画額（グラフ）
- ④ 実行計画期間内における財政判断指数

## 第5章 計画の体系と行政運営方針

### 1 計画の体系

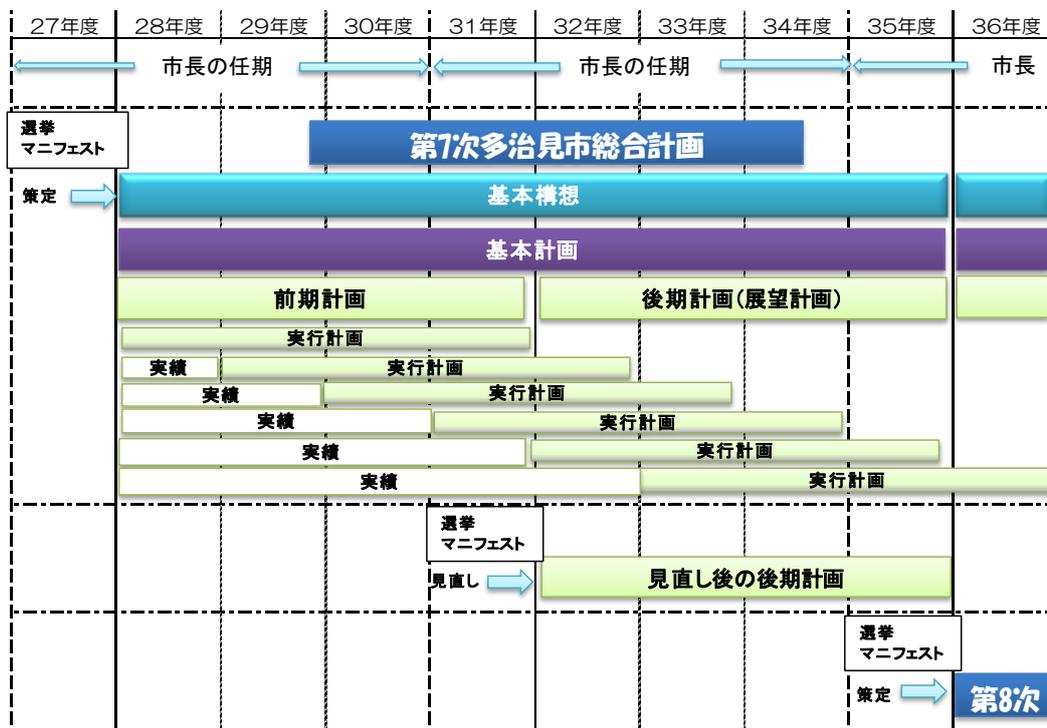
総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画で構成されています。目指すまちの将来像を定める「基本構想」を大きな目的とすると、その目的を達成するための手段（事業）が「基本計画」、その手段の具体的な進め方を明示したものが「実行計画」です。

なお、総合計画が市の政策を定める最上位の計画として、より実行性のある計画とするため、政策分野ごとの個別計画を整合させます。



### 2 計画期間と見直し

基本構想と基本計画は、その期間を8年間（平成28年度から35年度まで）とし、前半4年を前期計画、後半4年を後期計画（展望計画）とします。実行計画は、毎年度、翌年度以降の4年間分を作成します。これらの期間は、市長の任期と連動しており、市長マニフェストが総合計画に反映される仕組みとなっています。



### 3 行政の改革

平成18年に笠原町と合併した後、本市は合併後の特例措置を利用し、それまで課題となっていた大規模事業を数多く実施してきました。合併後の特例措置が終了する平成28年度からは、特例措置による収入が徐々に減少していくため、身の丈に合った行政運営を行う必要があります。

さらに、今後は人口減少に伴う市税収入の減少、高齢化などによる社会保障費の増加など、今まで以上に本市の財政状況は厳しくなることが見込まれます。

このような状況下でも、総合計画を着実に実行・実現させるためには、常にコスト意識を持ち、より効率的、より効果的な行政運営を目指す「行政の改革」を今まで以上に推進していきます。

#### **4 進行管理と評価**

目指すまちの将来像の実現性を担保するため、「計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画」のサイクルを確立していきます。このサイクルに予算編成を連動させることで、計画の実行性をさらに高めます。また、外部委員会による評価によって評価の客観性を担保するとともに、実行計画や評価結果を公表することで透明性を担保します。